

見附市消防職員の被服の貸与及び支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第 1 6 号

見附市消防職員の被服の貸与及び支給に関する規則の一部を改正する規則

見附市消防職員の被服の貸与及び支給に関する規則（昭和 5 2 年見附市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 中

「

冬服	4 年	数量は、それぞれ 1 とし、新任職員の活動服は 2 とする。 活動服の支給期間は、救助隊員及び救急救命士にあっては 4 年とする。 網上げ作業靴の支給は、救助隊を除く。
夏服（長袖・半袖）	4 年	
活動服	2 年	
冬帽	4 年	
夏帽	4 年	
アポロキャップ	3 年	
ネクタイ	2 年	
白手袋	2 年	
防寒衣	4 年	
雨衣	3 年	
編上作業靴	5 年	
短靴	2 年	
ゴム長靴	2 年	

」を

「

冬服	5 年	数量は、それぞれ 1 とし、新任職員の活動服は 2 とする。 活動服の支給期間は、救助隊員及び救急救命士にあっては 4 年とする。 網上げ作業靴の支給は、救助隊を除く。
夏服（長袖）	5 年	
夏服（半袖）	4 年	
活動服	2 年	
冬帽	5 年	
夏帽	5 年	

別記第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式

被服支給簿

就 職	年 月 日		階 級		氏 名			
退 職	年 月 日							
支給年月日	品 名	規 格	数 量	金 額	返 納	給 与	摘 要	
					年月日	年月日		

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。